

公益財団法人 日本スポーツ協会 加盟申請審査要項

公益財団法人日本スポーツ協会に加盟の申請があった場合は、加盟団体規程第5章第17条に基づき、次の各項目について審査する。

1. スポーツ団体としての資格
2. そのスポーツの唯一の全国統括団体としての資格
3. 組織機構の内容（整備状況、健全性）
4. そのスポーツの国際連盟の有無と当該競技団体との関係
5. 国内の普及度
6. 今後の発展性

（注）組織内容については、次の基準に基づくものとする。

- 法人格を有する団体については、数県以上の都道府県体協の加盟実績及び原則として10県（1/5）以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有すること。
- 任意団体については、原則として12県（1/4）以上の都道府県体協の加盟実績及び16県（1/3）以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有すること。
- 上記の条件を満たさない団体については、準加盟団体とすることができる。ただし、1県以上の都道府県体協の加盟実績及び数県以上の都道府県支部組織の整備実績をそれぞれ有しなければならない。

なお、前第1項及び第2項の審査項目については、次の基準によるものとする。

第1項 スポーツ団体としての資格について

： スポーツ憲章に基づく適性

第2項 そのスポーツの唯一の全国統括団体としての資格について

： 法人格を有している団体については、その団体の特殊事情を勘案することができるものとする。

*昭和41年7月6日制定（理事会承認）

*平成2年6月13日理事会承認を得て、平成2年6月27日改訂施行

*平成18年4月1日改訂、施行

*公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）に改訂、施行する。

*平成28年4月1日改訂、施行

*平成30年4月1日改訂、施行